

令和3年第1回定例会 文書質問
西の原 えみ子 議員

回 答 書

I 高齢者聞こえの支援対策、高齢者補聴器購入費用助成について	
<p>質問の要旨 ①</p>	<p>1 助成対象者について 助成の上限額は2万5千円で非課税世帯が対象だ。今年2月末までで203件の申請があり、126件が助成を受けた。予算額は1700万円で680件を見込んでいるが、現在、見込んだ人数の18.5%しか申請できていない。区は周知を徹底すると言っていたが、依然として申請が増えていない。 一方、認定されなかった多くの方が、本人は住民税非課税だが、子どもと同居しているなどで非課税世帯に該当しなかったケースだということだ。 区は今後どの様にして申請を増やしていこうと考えているのか。 問題は対象を非課税世帯に限定している現行の制度にある。対象者を広げるためにも、所得制限を見直す必要がある。高齢者の認知機能低下を防ぐためにも早い段階での補聴器使用が大事であり、非課税世帯に限定している現行の所得制限は撤廃し、必要な方に行き届くようにすべきではないか。せめて、本人非課税であれば世帯の所得に関係なく対象を広げるべきではないか。</p>
<p>回 答 ①</p>	<p>高齢者補聴器購入費用助成事業の周知としては、地域包括支援センターや耳鼻咽喉科にパンフレットを配布しておりますが、令和3年の介護保険被保険者証の通知に同封する「介護保険外高齢サービスのご案内」にも本事業を追記することでさらなる周知を図ります。 助成対象者につきましては、区における他の高齢者施策との整合性や、葛飾区や大田区など他区の補聴器助成事業の実施状況を参考とした上で、住民税非課税世帯の方といたしました。限られた財源の中で費用助成を行うため、所得の低い、真に支援を必要とする方を対象としましたので、対象を本人非課税に広げることは考えておりません。 (担当所管：福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課)</p>

<p>質問の要旨 ②</p>	<p>2 助成内容について</p> <p>23 区では補聴器補助が新年度 14 区へと広がることが明らかとなった。この中で現物支給を行っているのが江東区と新宿区だ。この 2 区は他区に比べて認定数が非常に多く、江東区が 750 件（申請 981 件・令和元年）、新宿区が 429 件だ。</p> <p>例えば生活保護世帯などは補聴器補助の対象になっても 2 万 5 千円では買える補聴器が限られてしまうし、耳鼻科の意見書も有料で 5 千円近くかかる。これでは購入することは困難だ。生活保護世帯や低所得者に対しては、現在の現金支給の助成を、現金支給か現物支給のどちらかを選択できるようにすべきではないか。</p>
<p>回 答 ②</p>	<p>補聴器は精密な医療機器であり、本人の聴力に合わせるための調整が重要です。現物支給の補聴器は種類が限られていることから、本人の聴力に合わせるための調整が難しい場合もあり、調整がうまくいかないと補聴器が使用されない事態も想定されます。</p> <p>したがって、補聴器の現物支給は考えておりません。</p> <p>(担当所管：福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課)</p>
<p>質問の要旨 ③</p>	<p>3 「あしすと」の優位性の有効活用について</p> <p>「あしすと」の役割をさらに充実していくために「沖縄県難聴福祉を考える会」で行っている「補聴器の貸し出し制度」を行い、「あしすと」で補聴器を選び購入できるまで支援するシステムを作り、補聴器を購入しやすくすべきではないか。</p> <p>また、申請者が増えないことを解決するために、以前から要望し続けている、「あしすと」の言語聴覚士が補聴器を必要と判断した人には、耳鼻科の意見書をもらわなくても助成の対象にするべきではないか。</p>
<p>回 答 ③</p>	<p>「補聴器の貸し出し制度」ですが、沖縄県浦添市の「沖縄県難聴福祉を考える会」が行っている制度は、高齢者にとり補聴器選択の有効な方策の一つであると思われませんが、補聴器の購入に際し、事前に視聴器の貸し出しを行う販売店もありますので、区として貸し出しを行う考えはありません。</p> <p>また、「あしすと」の言語聴覚士による補聴器を必要とする判断についてですが、言語聴覚士法では言語聴覚士による診断業務を認めておらず、「あしすと」の言語聴覚士が意見書を発行することはできません。</p> <p>補聴器は医療機器であることから、費用助成の判断基準として耳鼻科専門医による意見書は不可欠と考えています。</p> <p>(担当所管：福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課)</p>

<p>質問の要旨 ④</p>	<p>4 補聴器補助制度を認知症対策の柱に位置付けることについて 区でも認知症対策の一つとして位置づけ、高齢者施策として地域包括支援センター、「あしすと」とも連携して進めるべきではないか。</p>
<p>回 答 ④</p>	<p>認知症対策の一つとして補聴器補助を位置付けた取り組みにつきましては、練馬区の取り組み状況を注視し、当区の認知症対策の参考といたします。</p> <p>また、地域包括支援センターでは、聞こえの悩みを抱える高齢者に対し「あしすと」の聞こえの相談を案内しています。</p> <p>今後も、地域包括支援センターや「あしすと」と連携し、高齢者補聴器購入費用助成を進めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">(担当所管：福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課)</p>

II 学生の安定した生活と学びの保障の実現について	
質問の要旨 ①	<p>1 大学生の実態を把握する</p> <p>まず、今、集まっている大学生の声、実態を把握するとともに、区としても大学任せにするのではなく、大学生の生活実態調査を大規模に行い、学生の置かれている実態を把握すべきと思うがどうか。</p> <p>そして大学生たちと懇談を行い、何に困っているのか、どういう対策をして欲しいのかなどを把握し、支援対策の充実を出された要望に応えるための改善策をともに考えるべきだがどうか。</p>
回答 ①	<p>大学生の大規模な実態調査については、現在考えておりません。区としましては、学生生活を支えるための足立区育英資金制度や日本学生支援機構奨学金などの制度について、PR してまいります。</p> <p>次に、大学生からの要望に応えるための改善策をともに考えるべきではないかとのご質問ですが、大学生との対話を通して区として何ができるのか、考えてまいります。</p> <p>(担当所管：子どもの貧困対策担当部 子どもの貧困対策担当課)</p>
質問の要旨 ②	<p>2 大学生の学びの保障をする</p> <p>学びの保障がされていない学生の学びの保障をするため、最低賃金1,500円への引き上げ、ブラックバイトの規制強化や中小零細企業への支援を含め、国や都に求めるべきだと思うがどうか。</p>
回答 ②	<p>区としましては、大学生が学業に専念できる環境を整えるよう、国や都に働きかけてまいります。</p> <p>(担当所管：子どもの貧困対策担当部 子どもの貧困対策担当課)</p>
質問の要旨 ③	<p>3 育英資金貸付の充実、拡充を</p> <p>(1) 新年度から児童養護施設等、入居者は保証人要件が免除となったが、それと同様にひとり親に対しても保証人要件は免除すべきだと思うがどうか。</p> <p>(2) 一部償還を免除するものは募集以上の申請がある。枠を超えて多くの希望者が申し込んでいるため、区の育英資金審議会で、毎回対象者を選ぶ審査を行わなければならない。僅差で受けられない方も多く出てしまうが、等しく学びを保障する立場からも希望する学生みんなが受けられるよう、抜本的な拡充を行うべきだがどうか。</p> <p>(3) また、港区は「償還免除」とともに「給付型奨学金」の実施に踏み出している。区でも同様に一部償還免除とともに給付型の実施にも踏み出すべきではないか。</p>

<p>回 答 ③</p>	<p>(1) 区は機関保証制度の導入ができないことや返済時の滞納による保証等があることから、連帯保証人を要件としているため、現時点では、ひとり親の保証人要件の免除は考えておりません。東京都のひとり親向けの「母子及び父子福祉資金」や他区の奨学金についても、保証人の要件があります。今後、東京都や他区の状況も注視しながら、慎重に検討してまいります。</p> <p>(2) 国や東京都の奨学金制度が拡充されたことに伴い、令和2年度から足立区育英資金を再構築し、奨学金返済支援助成の拡充や高等学校等入学準備助成の創設などを行っております。今後、応募状況等を基に制度の検証を行うとともに、国や東京都の支援状況を把握したうえで、区としての助成制度の内容を判断してまいります。</p> <p>(3) 育英資金事業は、奨学金返済支援助成や高等学校等入学準備助成などの助成型奨学金を行っております。また、新型コロナウイルス感染症関連の免除条件付緊急貸付では、条件である正規の修業年限で卒業すれば、返済は免除としております。国や東京都の支援のない部分を区の育英資金で支援しており、現時点では、給付型の導入は考えておりません。今後も引き続き、国や東京都における支援状況を把握し、区として支援すべき内容を判断してまいります。</p> <p>(担当所管：学校運営部 学務課)</p>
<p>質問の要旨 ④</p>	<p>4 高等教育の予算を増やす 高等教育の予算を抜本的に増やして学費を半額にし、給付型奨学金の拡大を行うことを国に求めるべきだがどうか。</p>
<p>回 答 ④</p>	<p>国公立の大学の学費については国や都の政策のため、区として国や都に対し具体的に半額にするよう求める考えはありませんが、学びの環境を整えることは必要と考えておりますので、国や都に対し、高等教育の予算の増額を求めてまいります。</p> <p>(担当所管：子どもの貧困対策担当部 子どもの貧困対策担当課)</p>